

〔評価結果の公表様式〕

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関情報

評価機関名: 特定非営利活動法人あいち福祉アセスメント (認証番号: 19地福第4073-1号)
訪問調査 実施日: 平成22年10月28日(木)

②事業者情報

名称:(法人名) 社会福祉法人碧南市社会福祉協議会 (施設名) 荒子保育園	種別:(施設種別) 保育所 (基準の種類) 児童福祉施設(保育所版)
代表者氏名:(施設長) 磯村 薫	定員(利用人数): 167名
所在地: 〒447-0053 愛知県碧南市笹山町3丁目29番地	TEL 0566-42-0138

③総評

<p>◇特に評価の高い点</p> <p>碧南市街の緑豊かな閑静な住宅地に位置し、開設35年余りの歴史ある、地域に根差した保育園であり、子育て支援センターを併設し、3・4・5歳児縦割り保育、乳児保育、長時間保育、統合保育実施園である。白をベースとした近代感覚の園舎は手入れが施され、明るく開放的な子どもの生活空間を保ち、園児達は笑顔に満ち伸び伸びと活気ある生活や遊びを展開している。言葉づかいや礼儀も良好で、職員の行き届いた配慮が伺われ、質の高い保育姿勢や内容を感じ取れる。園長・副園長・保育士・調理員間の連携や協調性も良好的関係にあり、組織体制が明確に機能され、和やかで安定した保育運営がされているのが伺われる。”ふれあいの中で豊かな心とたくましく生きる力”を目標とし、縦割り保育、年齢に応じた生活体験や遊び、行事なども職員と話し合いを重ね実践をし、子どもの生活や遊びの経験を広げ充実するよう配慮している。地域住民の協力を得ており、野菜を子どもと一緒に育て収穫して食べる”食育”活動も取り入れ、保護者と楽しむ機会もある。また、緊急時における地域との協力体制も整っている。園長・副園長が登降園時に率先して門に立ち、挨拶を交わしながら保護者とコミュニケーションを図り、気軽な相談者としての実績と信頼を得ており、保護者からの評価は高い。保護者の意向や意見等を前向きに受け止め継続的に保育に反映し、円滑な意思疎通を図っている。外国籍の保護者には、翻訳した書面、分かりやすくした文書の配布や日々のコミュニケーションを図り、保育サービスに反映させる努力をしている。言動共に、保育の質の向上に対する園長の熱意と意欲を感じる。</p> <p>◇改善を求められる点</p> <p>様々な形で示されている理念を再点検し、子どもの保育や地域社会に対する荒子保育園としての使命や役割を十分に反映させた理念に再構築させ、保育課程や管理案、各書面における保育方針と保育目標の関連性や整合性を図り、運営していくことを願いたい。また、行政の下、職掌の範囲内を考慮した荒子保育園の中・長期計画を明確に策定し、保育の展望を据えた取り組みの実現化を願いたい。保育サービスについて定期的実施している自己評価等へ、職員参加の機会を十分に確保し、保育の質の向上や改善のための取り組み等について定期的、継続的に検討し、共通認識を深めつつ、保育の場面との妥当性の実現化を目指すよう期待したい。</p>
--

④第三者評価結果に対する事業者のコメント

<p>第三者評価委員の方には、非常に丁寧に審議していただき、本当に感謝しております。評価項目や評価基準を参考に園全体や自身を振り返り、改めて検証することが出来ました。また、保護者アンケートからも、保護者の皆様の貴重な意見をいただくことができ、見直し・改善に向けて取り組んでいくうえで、大変参考になりました。今回、いただいた全ての評価結果を真摯に受け止め、保育や地域社会に対する荒子保育園としての使命や役割を十分に反映させた理念の再構築を始め、中・長期的な計画の策定について、早急に取り組むとともに、今後は職員全員で、日々自身を振り返りながら、より良い保育を実践できるよう「保育の質の向上」を目指して、また、子ども達や保護者の皆様、地域の子育て支援の拠点としても「なくてはならない存在」になれるよう、努めていきたいと思っております。</p>

⑤第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

評価項目(細目)の評価結果(保育所)

※すべての評価細目(82項目)について、判断基準(の3段階)に基づいた評価結果を表示する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。			
I-1-(1)-①	理念が明文化されている。	保 1	a ・ ⑥ ・ c
I-1-(1)-②	理念に基づく基本方針が明文化されている。	保 2	a ・ ⑥ ・ c
I-1-(2) 理念、基本方針が周知されている。			
I-1-(2)-①	理念や基本方針が職員に周知されている。	保 3	a ・ ⑥ ・ c
I-1-(2)-②	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	保 4	a ・ ⑥ ・ c

評価機関のコメント

・「へきなん次世代ハートプラン」の基本的考えを背景に、荒子保育園の理念が明文化され、それに基づいた基本方針を作成しているが、保育課程、保育園管理案、ホームページ、入園説明に関する書面それぞれにおいて保育方針と保育目標の関連性や整合性が十分に確保されているとは言い難い。これらは、職員の行動規範となり、保育園運営を進める上での基本となるものであるため、整理・統合を図り関連性や整合性を明確にさせた上で迷いの少ない指標とすることを願いたい。

・周知の点においては、事務室をはじめ玄関、各保育室に理念や基本方針を掲示し視覚的な周知効果に取り組んでいる。また、より分かりやすい文面を目指し、入園説明会用の書面を一部修正し改善を図り、次年度入園対象保護者に配布をしたり、パワーポイントを用いて保育園生活の実態を視覚で周知する方法も導入している。さらに、外国籍の保護者にも、より理解を得ていくために翻訳した書面の着手にも心がけたいとする意欲も保持している。職員の周知度に関しては、全ての職員に書面を配布し周知を図っているが、会議等においては短時間雇用保育士や調理員の参画の機会を設けていないので検討していくことを願いたい。

・理念や基本方針の関連性や整合性を図り、明確にさせた上で、当該保育所に雇用されている全ての職員の周知の確保を図り、理念や基本方針の共有化を確実なものにしていくことを期待したい。

I-2 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-2-(1)-①	中・長期計画が策定されている。	保 5	a ・ b ・ ㉞
I-2-(1)-②	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	保 6	a ・ ⑥ ・ c
I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-2-(2)-①	事業計画の策定が組織的に行われている。	保 7	a ・ ⑥ ・ c
I-2-(2)-②	事業計画が職員に周知されている。	保 8	a ・ ⑥ ・ c
I-2-(2)-③	事業計画が利用者等に周知されている。	保 9	㉞ ・ b ・ c

評価機関のコメント

・行政として「へきなん次世代ハートプラン」に碧南市の保育にかかわる中・長期計画の展望が示されているが、これに沿った経営や保育サービスに関する荒子保育園としての計画は策定されていない。また、保育課程に関する単年度の事業計画を策定しているが、他の事業内容に関する計画の策定は十分とは言えない。要因として、年度当初園長の異動により、既存の保育課程や保育に関する単年度計画に沿って保育を実施せざるを得ない現状があり、計画の策定が後手になっていると考える。この実態を踏まえ、中・長期各計画、事業計画の策定にあたっては、職員参画の下に策定したいとする園長の決意や意欲を聴取した。保育に関する単年度計画は、園の会議や指導計画会議等で検討し合議のうえで、計画を策定し、書面を職員に配布し周知を図っている。また、あらかじめ定められた手順や時期に基づいて実施状況の把握や評価を行い、次年度に反映させるようにしているが、全職員で理解を促すまでの取り組みに至っていない。

・保護者には、入園の説明会に保育園独自の書面や入園後の説明用書面をとおして周知をしている。また、分かりやすく工夫をした園だよりやクラスだより等をとおして継続的な周知をしている。必要に応じて随時説明したり、外国籍の保護者向けに翻約した文書も配布している。

・中・長期的なビジョンと計画が明確に示され実施されるよう、園長としての職掌の範囲を考慮した上で、今年度の実態や実績を踏まえた荒子保育園としての中・長期計画を職員参画の下に策定されることを願いたい。また、全職員との周知を図り共通認識や理解を深め、保育の更なる基礎固めを期待したい。

・保護者への周知状況は好ましい方向で取り組んでいると思われるが、保育園からの情報提供が多くを占めていると感じる。今後、保護者等の意向も集約し計画に反映させ、保育との関連性の理解を深めていくことを期待したい。

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
I-3-(1)-①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	保 10 a ・ ㉔ ・ c
I-3-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保 11 a ・ ㉔ ・ c
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
I-3-(2)-①	質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	保 12 ㉔ ・ b ・ c
I-3-(2)-②	経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	保 13 ㉔ ・ b ・ c

評価機関のコメント

・管理者自らの役割と責任を実際の保育場面や運営実態に照らし合わせ、園長自らの言動を通して、職員や保護者に示し、組織のリーダーとして信頼を得ていると感じ取れる。しかし、言動は時の流れに失われてしまうことも否めない事実と考える。また、表明するという点については、職務明細書や運営機構担当業務を作成して配布し、職員の職務分担の確認を図っていくことが最良とする傾向にあるが、表明は、組織全体をリードする立場として、職員に対して自らの責任を明らかにし、職員から信頼を得るために欠かすことのできないものであり、役割と責任について文書化し、妥当性を検証することが求められる。職掌範囲を考慮した上で検討していくことを願いたい。

・基本方針に照らし合わせた保育サービスの質に対する課題の把握や改善に向けた取り組みを明らかにした上で、園長自ら熱意や意欲を持って積極的に取り組み分析をし、課題解決や改善に向けた取り組みをし、管理者としてリーダー性を発揮している。また、社会福祉協議会への意見具申も心がけて行っているが、職員と定期的、継続的に評価や分析を行う機会が少なく、職員との意識や行動等の温度の違いを感じられる。

・保育サービスの質の向上に向けて、職員と定期的、継続的に評価や分析を行う機会をより積極的に図り、職員との温度差を縮め、資質の構築化を期待したい。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅱ-1-(1)-①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	保 14 a ・ ㉞ ・ c
Ⅱ-1-(1)-②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	保 15 a ・ ㉞ ・ c
Ⅱ-1-(1)-③	外部監査が実施されている。	保 16 a ・ ㉞ ・ c

評価機関のコメント

・社会福祉事業の動向、福祉サービスに対するニーズ、潜在的利用に関するデータ等は、「へきなん次世代育成ハートプラン」で全般的に把握されているため、園独自のデータは収集されておらず、各事業計画にも反映はされていない。社会福祉事業全体の動向、保育園が位置する地域での福祉や保育に対する需要の動向、子どもの数や世帯構成の変化、福祉サービス全体に対するニーズ、潜在的利用者に関するデータ等は園運営を長期的視野に立って進めていくために欠かすことのできない情報である。これらの外的な動向のデータ収集が行政主導的であり、保育計画や事業計画に反映されていないので、地域の特徴や変化をも視野に、荒子保育園としての把握を願いたい。

・当該保育園の経営上の分析等を行う担当として園長、副園長が位置付けられており、経営上の課題を解決していくために、会議の場をとおして職員の意見を聞くようにしている。今後も継続して実施していく中で、改善に対しての具体的な取り組みや職員への周知を十分に行い事業計画の中に反映していくことを望みたい。

・今年度、第三者評価を受審した結果を反映し、福祉サービスの更なる向上に繋げていくことを期待したい。

Ⅱ-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-①	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	保 17 ㉠ ・ b ・ c
Ⅱ-2-(1)-②	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	保 18 a ・ ㉞ ・ c
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	保 19 a ・ ㉞ ・ c
Ⅱ-2-(2)-②	職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	保 20 ㉠ ・ b ・ c
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ-2-(3)-①	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	保 21 ㉠ ・ b ・ c
Ⅱ-2-(3)-②	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	保 22 ㉠ ・ b ・ c
Ⅱ-2-(3)-③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	保 23 ㉠ ・ b ・ c
Ⅱ-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。		
Ⅱ-2-(4)-①	実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取り組みをしている。	保 24 ㉠ ・ b ・ c

評価機関のコメント

・人材の確保・養成については、行政、または、社会福祉協議会施策の下に、体制が整い運用され、保育サービスに反映されていると感じられる。また、保育園が目指す保育サービスを実施するための具体的プランを有し、必要とされる適切な人材の確保を率先して行っている。人事考課については、自己申告制度、意思調査、能力制度が導入されており、一定の基準に基づき評価を行っているが、考課基準の明確化や結果のフィードバックを職員に返していない。人事考課の目的と役割は、人材の能力開発をし、育成に活用され、公正な職員処遇を実現し、個々の意欲を喚起させ、組織の活性化に役立せることである。既存の考課制度の目的や効果等を職員に明確に示し、結果のフィードバック等を行い、客観性や透明性の確保が図られることを願いたい。また、今後、「成績考課、情意考課、能力考課」に基づく人事考課制度の導入を検討視野にしていくことを望みたい。

・職員の就業状況の配慮については、社会福祉協議会管理の下に、有給休暇、時間外、疾病状況等職員の就業状況を把握して実行し、データ化をしているが、休暇取得率低迷の要因を検討課題としている。また、個別に職員との面談や相談にも応じてはいるが、産業医等の専門家によるカウンセリング受診システムがあるが利用度は少ない。職員の就業状況や意向を把握し、潜在する課題を検討し、職員の希望休暇や子育て支援を尊重した休暇体制の確保に心がけることを望みたい。また、メンタルヘルスシステム等の情報提供にも心がけ、より働きやすい職場環境を整えるようにすることも期待したい。

・職員の研修計画体制については、社会福祉協議会の研修計画の下に、園としての教育・研修計画を策定し、職員の研修目的に合った研修に参加できるようにしているが、職員に求める専門性の充実に向け、現在実施している保育サービスや目標を踏まえて、保育園が目指す保育サービスを実施していくために、組織が職員に求める専門性を基本方針や中・長期計画の中に明示した研修計画を策定し、実施していくことを望む。また、個別の職員に対しての教育・研修体制については、社会福祉協議会児童専門員の下、個別の保育指導や園長会指導の下に保育経験別研修も実施している。園内においても、園長や副園長が保育の目的に応じた観察・公開保育等の研修を実施し、知識、技術、技能等の水準、資質、力量の向上にむけた個別指導を実施している。研修後、報告書を作成し職員会議等で報告をし、成果を保育内容に反映させている。臨時職員の研修への配慮や、行政の計画以外の研修にも自主的に参加できるよう、積極的な情報提供や参加の推進にも心がけることを期待したい。

・実習生受け入れについては、適正に運用されている。

II-3 安全管理

		第三者評価結果
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-①	緊急時(事故、感染症の発生時など)における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	保 25 (a) ・ b ・ c
II-3-(1)-②	利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	保 26 (a) ・ b ・ c
II-3-(1)-③	感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している。	保 27 (a) ・ b ・ c
II-3-(1)-④	調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	保 28 (a) ・ b ・ c
II-3-(1)-⑤	食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている。	保 29 (a) ・ b ・ c
II-3-(1)-⑥	事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取組を行っている。	保 30 (a) ・ b ・ c
II-3-(1)-⑦	事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	保 31 a ・ (b) ・ c
II-3-(1)-⑧	不審者の侵入時など対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	保 32 (a) ・ b ・ c

評価機関のコメント

・全体的に、緊急時における利用者の安全確保や対応に必要なとされるマニュアルや体制の整備、また、子どもの安全確保に関する担当者や担当部署も設置され、保育に結びついた実践活動や訓練、シミュレーション等が実施され、実施記録を基に評価反省をしつつ、着実に利用者の安全確保をするための取り組みがされている。また、緊急時の際、近隣の家や区民館にも避難時の通路や場所の確保、通報連絡等の協力が得られるような対策を取っている。

・緊急時発生要因の分析にかかわる検討会等への職員の認識度や参画の方法を若干の課題とする。安全に関するマニュアルに沿って、組織的・継続的に実行し、職員の参加の下で定期的な検討や見直し図っていくことで、子どもの安全に関する意識の向上に繋がることを意識化させ、職員全体で向上していくことを期待したい。また、緊急時の計画やシミュレーションの実践においては、早・延長時間利用者や送迎が保護者以外の場合にも対応し得る、様々な状況や時間帯を想定し実施していくことを願いたい。さらに、緊急時の地域との関係図や連絡網、避難経路図を各保育室に掲示し、緊急時に際して万全に対応できるような備えを望む。

II-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-①	利用者地域とのかかわりを大切にしている。	保 33 a ・ ㉑ ・ c
II-4-(1)-②	保育所が有する機能を地域に還元している。	保 34 ㉑ ・ b ・ c
II-4-(1)-③	ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	保 35 ㉑ ・ b ・ c
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-①	必要な社会資源を明確にしている。	保 36 ㉑ ・ b ・ c
II-4-(2)-②	関係機関等との連携が適切に行われている。	保 37 ㉑ ・ b ・ c
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-①	地域の福祉ニーズを把握している。	保 38 ㉑ ・ b ・ c
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	保 39 a ・ ㉑ ・ c

評価機関のコメント

・職掌を考慮した範囲内での地域の福祉ニーズの把握をするための取り組みについては、なかなか踏み出しにくい部分も否めない。地域活動の一環として、地域の老人会との交流や触れ合い事業や近隣の中学生の職場体験、高校生のインターシップを受け入れ交流の場を設けているが、子どもの保育と地域のかかわり方について、子どもの社会体験や地域の中での子育ての視点から基本的な考え方が明確に示されていない。文書化、活用できる社会資源、地域情報の収集や保護者への情報提供も今後、視野において検討を願いたい。

・地域との交流と連携については、既存的であったり、まだまだ与えられた職掌の範囲内で受動的と感じるので積極的に行うための方策を検討していくことを願いたい。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	保 40 a ・ ㉑ ・ c
Ⅲ-1-(1)-②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	保 41 a ・ ㉑ ・ c
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(2)-①	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るなど利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組みを行っている。	保 42 ㉑ ・ b ・ c
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(3)-①	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	保 43 a ・ ㉑ ・ c
Ⅲ-1-(3)-②	苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	保 44 ㉑ ・ b ・ c
Ⅲ-1-(3)-③	利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	保 45 ㉑ ・ b ・ c

評価機関のコメント

・利用者を尊重したサービス提供について、一人ひとりの子どもを尊重した保育の方針が明示された文書の配布や口頭での説明等によって共通理解を図っている。また、各指導計画にも基本的姿勢が反映され、定期的な評価や見直しを行っているが、地域の実態や保護者の意向を考慮しての作成までには至っていない。

・保育参観、運動会や生活発表会等行事参加の機会を定期的に行ったり、個人懇談会も実施し利用者の満足度の向上に努めている。登降園時を利用した保護者とのコミュニケーションをとって意向を把握するようにしたり、子育てに不安を感じている保護者等には、積極的に声をかけ、話を聞いたり相談に応じ、利用者が意見を述べやすい体制や環境を積極的に確保している。また、苦情解決の仕組みが確立され、入園時に保護者に口頭や書面で説明をしたり、分かりやすい文書等を掲示をしている。

・利用者のプライバシー保護に関する規定やマニュアルの整備はされていないが、会議等で姿勢や意識的な事項について保育場面に照らし合わせ周知を図っている。個人情報保護に関する事項と区別し、「保育の場面から子どもにとってのプライバシーとは、保護者対応や相談等のコミュニケーションから予測されるプライバシーとは」等を整理し、マニュアルを作成し職員間で共有していくことを願いたい。

Ⅲ-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果	
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。			
Ⅲ-2-(1)-①	サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	保 46	a ・ ⑥ ・ c
Ⅲ-2-(1)-②	評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善計画を立て実施している。	保 47	a ・ ⑥ ・ c
Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。			
Ⅲ-2-(2)-①	提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	保 48	① ・ b ・ c
Ⅲ-2-(2)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 49	① ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。			
Ⅲ-2-(3)-①	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	保 50	① ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3)-②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	保 51	① ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3)-③	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	保 52	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

・概ね適正に、質の向上に向けた取組が組織的に行われている。サービス内容についての自己評価を行う体制を整備しているが、園としての取り組むべき課題が明確化されていない。個々の課題をまとめ、整理した上で分析し、園としての評価結果を明確化させ課題を明示し、全体の職員参画の下に改善策や改善計画を策定し、必要に応じて目標や中・長期計画の中に位置付け段階的に解決していくようお願いしたい。

・提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化され、研修や職員会議等によって職員に周知され、保育計画との突き合わせや実施状況を定期的に行われる保育等の検討会にて見直しや検証を行っている。今後、保護者の意見や提案を反映させる仕組みを確立していくことを期待したい。

・サービス実施の記録の適正化については、子ども一人ひとりの発達状況、保育目標、生活状況についての各記録が適切に記載されており、全ての職員に情報の共有化を図り周知している。各保育課程の記録内容のばらつきが生じないように、保育の記録の文書基準に乗じた保育所内の記載に関する規定を、より工夫をし、明確な記載を保てるようにしていくことを願いたい。子どもに関する記録の管理については、個人情報保護規定や情報開示規定、文書管理規定に基づいて適切な管理が行われている。また、職員に対し教育や研修を行い、守秘義務の遵守についても周知徹底を図っている。

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
Ⅲ-3-(1)-①	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	保 53 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-3-(1)-②	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	保 54 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
Ⅲ-3-(2)-①	保育所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	保 55 a ・ (b) ・ c

評価機関のコメント

・利用希望者に対してサービス選択に必要な情報の提供については、行政及び社会福祉協議会との連携の下、きめ細やかな提供がされている。特に、外国籍の保護者には、翻訳した書面の配布や通訳を介しての対応が適切に実施されている。

・利用希望者に対してサービスの選択をするための資料として、ホームページや入園前見学会、入園時の書面、園だより等でサービス提供にかかわる情報提供を行っている。また、見学や体験利用の希望者には、随時受け入れたり、電話等の対応にも応じている。

・保育所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応については、子どもへの保育の継続性を損なわないような配慮のもとにサービスの変更が実施されるよう、文書での手順や引継が実施されるようお願いしたい。また、保育終了時に、保護者に対し、その後の相談等にも応じることのできるよう相談担当者や窓口の設置を望む。

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
Ⅲ-4-(1)-①	定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	保 56 a ・ (b) ・ c
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-4-(2)-①	サービス実施計画を適切に策定している。	保 57 a ・ (b) ・ c
Ⅲ-4-(2)-②	定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保 58 (a) ・ b ・ c

評価機関のコメント

・利用者のアセスメントについては、碧南市の統一様式に沿って子どもの身体状況や生活状況を把握し、個別に記録をしているが、アセスメントの定期的見直しの時期や手順は定められていない。アセスメントの定期的見直しの時期や手順を明確化し、手順に沿って入所当初及び期ごと、年度末等の見直しをしていくことを望む。また、必要に応じて、全ての職員が参加して、アセスメントに関する協議の機会を保有できるよう願いたい。

・子ども一人ひとりに着目した保育課程や指導計画策定のための体制の確立において、子どもとその背景にある家庭や地域の実態把握、保護者の意向を考慮した作成が読み取りにくい。3・4・5歳児縦割り保育や同年齢保育における子どもの発達過程の妥当性、地域との関連性、保護者の意向や連携を加味し、より一貫性のある保育過程を目指すことを期待したい。

Ⅲ-5 保育の固有サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-5-(1) 健康管理・食事サービスが適切に行われている。		
Ⅲ-5-(1)-①	登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	保 59 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-②	健康診断・歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	保 60 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-③	食事を楽しむことができる工夫をしている。	保 61 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-④	子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	保 62 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-⑤	子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	保 63 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-⑥	アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て適切な対応を行っている。	保 64 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2) 保育環境が適切に整備されている。		
Ⅲ-5-(2)-①	子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保 65 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-②	生活の場に相応しい環境とする取組を行っている。	保 66 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3) 保育内容が適切に行われている。		
Ⅲ-5-(3)-①	子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。	保 67 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-②	基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対処している。	保 68 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-③	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	保 69 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-④	身近な自然や社会と関わられるような取組がなされている。	保 70 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑤	さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。	保 71 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑥	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮されている。	保 72 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑦	子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮している。	保 73 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑧	性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している。	保 74 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑨	乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 75 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑩	長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 76 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑪	障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 77 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑫	一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を考慮しながら行っている。	保 78 非該当
Ⅲ-5-(4) 入所児童の保護者の育児支援が適切に行われている。		
Ⅲ-5-(4)-①	一人ひとりの保護者と、日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている。	保 79 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(4)-②	家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	保 80 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(4)-③	虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに保育所長まで届く体制になっている。	保 81 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-5-(4)-④	虐待を受けていると疑われている子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。	保 82 (a) ・ b ・ c

評価機関のコメント

・適切な福祉サービスの実施については、各サービスに基づいたマニュアルを作成し、職員で共有し、利用者の側面に沿って充実したサービス内容を提供していると伺える。また、外国籍の保護者には、行政や社会福祉協議会と連携し、サービス提供に関する文書等を母国語に翻訳したり、分かりやすく簡単な文書に組みかえ配布したり、丁寧な対応に心がけている点を評価したい。

・実際の保育サービスに対するマニュアルや記録等定着化しつつあるものについて、実施方法や処理課程、表示方法、記載内容等の見直しを図り、実際の保育場面との整合性がより明確になるようにしていくことを望む。

また、保育と環境について、年齢発達に沿った環境、素材、玩具、遊具、職員の援助等具体的な視点に基づいた検討を重ね充実していくことを期待したい。